

大洲市立図書館雑誌スポンサー募集要領

平成25年11月1日決裁

1 要領の趣旨

本要領は、大洲市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第8条の規定に基づき、雑誌スポンサーの募集に当たり必要な事項を定めるものとします。

2 雑誌スポンサー募集の目的

大洲市立図書館（以下「図書館」という。）所蔵の雑誌を広告媒体として活用し、民間事業者等が雑誌の購入費を負担することにより雑誌購入費を節減し、併せて他の図書資料の購入費に充当することにより、図書館サービスの充実を図ることを目的とします。

3 雑誌スポンサー制度の内容

雑誌スポンサー（以下「スポンサー」という。）が、費用を負担して購入した雑誌を図書館に寄贈し、図書館は寄贈された雑誌を配架し、当該雑誌の最新号カバー表面にスポンサー名を表示するとともに、カバー裏面にスポンサーの広告を掲載します。

4 スポンサーの対象

- (1) 「大洲市広告事業実施要綱」第3条に該当するもの及び「大洲市広告事業掲載基準」第2条に該当する業種又は事業者に係るものは対象としません。なお、スポンサーになっている期間においてこれらに該当するに至った場合も同様とします。
- (2) 企業、商店、団体等を対象とし、個人からの提供は対象外とします。
- (3) 雑誌の発行元は自社の雑誌のスポンサーにはなれません。

5 広告の内容

広告の内容は、図書館の公共性、社会的信頼性等を損なうおそれのないものとし、「大洲市広告掲載基準」第3条に該当するものは対象としません。

6 対象とする雑誌

図書館が作成した「雑誌リスト」より選定していただきます。

7 スポンサーの広告等の表示方法

- (1) 提供雑誌の最新号カバー表面にスポンサー名等を表示したラベルを貼付します。

表示の大きさ 縦4cm、横13cm以内（最大値。雑誌の横幅が13cm以上の場合は表示できる範囲に縮小します。）地色は白色、文字は黒色とします。

貼付位置 カバー中央より下部とします。
- (2) 最新号カバーの裏面に広告チラシを1枚添付できるものとします。

広告チラシは片面印刷のものとし、A4版以下の雑誌カバーに収まるサイズとします。

なお、広告チラシはスポンサーが作成し、図書館に持参または送付するものとします。
- (3) 開始時期及び表示期間
表示開始は平成26年4月とし、期間は年度単位、スポンサー決定後の翌月に発刊される号から年度内最終発刊号までの配架期間中、広告等を表示するものとします。ただし、契約期間満了の2ヶ月前までに、図書館またはスポンサーいずれかの解約の意思表示がない場合は自動的に更新するものとします。また、随時、広告の内容を変更することができるものとします。（ただし、号単位）
- (4) 配架位置、保存期間、廃棄その他提供された雑誌の取り扱いについては、図書館が決定します。

8 申込の受付

随時先着順に受付します。

9 雑誌スポンサーの選定及び広告の内容審査

雑誌スポンサー制度の申込があった場合は、広告の内容とともに別に定める審査を実施します。

10 申込方法

「雑誌スポンサー申込書」（様式第1号）に必要事項を記入し広告チラシの原稿を添付して、図書館に持参または郵送のいずれかの方法により提出するものとします。

11 結果通知及び支払方法

- (1) 申込のあったスポンサーには「雑誌スポンサー認定・不認定通知書」（様式第2号）をお送りします。

- (2) 決定したスポンサーは「覚書」(様式第3号)の内容により、図書館指定の納入業者に雑誌代金を直接お支払い下さい。

1 2 その他

- (1) 同一の雑誌に複数の応募があった場合は、次の順で選定します。
 - ① 先着順とします。
 - ② 2年目以降は、前年度のスポンサーを優先します。
- (2) ご記入いただいた個人情報は、大洲市個人情報保護条例に基づき、雑誌スポンサー制度運営のみに使用します。